

福祉の研究領域における構築主義の展開

上野加代子*

福祉の領域における社会構築主義の研究は多様であるが、この領域に特有の姿勢を見て取ることができる。それは、自分たちがクライアントを抑圧してきたという「自身の加害性の認識」と、「研究結果の実践への反映」である。本稿では、福祉の領域に特有のこれらの姿勢に着目し、それに関連する文献を中心にレビューする。具体的に、ひとつはソーシャルワーカーとクライアントを拘束しているドミナント・ストーリーをクライアントと共同で脱構築しようとするナラティブ・アプローチの研究の流れである。本稿で取り上げるもうひとつの構築主義的研究の流れは、ソーシャルワークが専門職として確立、再確立される過程で、「トラブルをもつ個人」がどのように創りあげられてきたのかを、外在的に分析するものである。なお、「自身の加害性の認識」という点は、英語圏の文献には顕著であるが、日本語の文献では弱い。そこで、英語圏の文献をレビューした後、日本における構築主義研究ではどうして「自身の加害性の認識」という観点が乏しいのかについて考察する。そして最後には、近年の英語圏の文献では自身の加害性のみならず、「被害者性」についても議論されていることを踏まえ、自分自身の知識や実践に対する構築主義研究が、「自分は加害者たることを強制された被害者だ」という自己弁護に陥る危険をはらみつつも、社会制度変革へのコミットにつながることに触れておきたい。

キーワード：構築主義、福祉、ナラティブ

1 問題関心

筆者に与えられた課題は「福祉の研究領域における構築主義の展開」であるが、「構築主義」を明確に定義することは困難である。もちろんそれは、大ざっぱに言えば、「知識と実在の一致」という古典的な真理観を批判し、知識とは言説空間で形成される社会的構築物だという立場だが、具体的な研究方法や理論は百花繚乱である。

とはいえ、福祉の研究領域における社会構築主義の名を冠する多様な文献を読ん

でみれば、この領域に特有の姿勢を見て取ることができる。それは、「自身の加害性の認識」と、「研究結果の実践への反映」である。

他の研究領域、たとえば社会学の研究では、研究者は分析する対象や現象の外側に立ち、分析の斬新さや面白さを競い、対象や現象そのものにはコミットしない。知識の構築過程における「権力性」や「暴力性」を暴き出しても、自分自身がただちに苦境に陥るといったことはない。

それに対して、福祉の研究者が分析の対象とするのは自らが直接コミットする知識や実践である。それゆえ、その構築過程における「権力性」や「暴力性」は、自分自身の「権力性」や「暴力性」にはかならない。そして、それを認識してしまった以上は、次からの自らの実践を変容させていかざるをえない。

そこで本稿では、福祉の研究領域における社会構築主義的な多様な文献を総花的に列挙し概観するのではなく、この領域に特有の姿勢、すなわち「自身の加害性の認識」と「研究結果の実践への反映」に絞って、それに関連する文献を中心にレビューする。

なお、「自身の加害性の認識」という点は、英語圏の文献には顕著だが、日本語の文献では弱い。そこで、第2節で英語圏の文献をレビューした後、第3節では、日本における構築主義研究ではどうして「自身の加害性の認識」という観点が乏しいのかについて考察する。そして最後には、近年の英語圏の文献では自身の加害性のみならず、「被害者性」についても議論されていることを踏まえ、自分自身の知識や実践に対する構築主義研究が、「自分は加害者たることを強制された被害者だ」という自己弁護に陥る危険をはらみつつも、社会制度変革へのコミットにつながることに触れておきたい。

2 自身の加害性への認識

2.1 ナラティブ・アプローチ

福祉の領域において、「自身の加害性の認識」にもとづく構築主義的研究の典型は、1990年代以降に広まったナラティブ・アプローチである。これは、ローカルな場面での語りやストーリー、声に着目し、リフレクシヴであることを掲げ、ドミナント・ストーリーをクライアントと共同で脱構築することを目指す。「多くの真実」がナラティブ・アプローチのキャッチフレーズであり、ドミナント・ストーリーに代わる「オルタナティブなストーリー」を創造することが、このアプローチの目標である。

構築主義とソーシャルワークとの接合を福祉関係の読者に広く印象づけた功労者は、アメリカのソーシャルワークの理論家で、1970年代にエコロジカル・ソーシャルワークのエコマップの開発者として日本でも参照されてきた Ann Hartman である。

Hartman は1990年代初頭、*Social Work* 誌の編集長時代に、Michel Foucault の

* 徳島大学総合科学部教授 ueno.kayoko@tokushima-u.ac.jp

影響を受けたソーシャルワークのポストモダン理論家として、「知識のさまざまなあり方」(Hartman 1990)や「言葉が世界を創りあげる」(Hartman 1991)と題する巻頭論文を次々と発表した。権力をもつ者が知識を有し、何がリアリティであるかを定義し、他者の世界観を周辺化することで自分たちの権力を維持する。この構造において、ソーシャルワーカーは、言語の権力性に焦点をあて、抑圧されている人たちと一緒に、肌の色、性別、年齢、性的志向性などから特定のグループを周辺化しようとする支配的な言説に対して異議を申し立て続けなければならない(Hartman 1991)。そして、ソーシャルワーカーの見解にチャレンジするようなクライアントのナラティブや経験、つまりクライアントにとっての真実やローカルなストーリーを重視する方向性を打ち出し、自分たちが専門知識を特権化してしまっている構図に対して警鐘を鳴らしたのである(Hartman 1990, 1992b)。

「多くの真実」そのものがソーシャルワーカーの理解を広げるだけでなく、クライアントをエンパワーする(Hartman 1992a)。Hartmanによるポストモダン、社会構築主義、Foucaultを参照した問題提起は、それまでのソーシャルワークが重要視してきたデータの客観性や専門家による「リアリティ」の判定、つまりは「大文字の真実(唯一の真実)の存在」という枠組みを揺さぶった。もはや、「ソーシャルワーカーはクライアントにとって何が最良か、何をすべきかを知っている」という確実性を前提にすることはできない(Pozatek 1994)。それゆえ、ソーシャルワークはそのようなあいまいさや不確実性に対峙する能力を蓄えなければならない、とされた(Parton and O'Byrne 2000)。また、ソーシャルワークをはじめとする援助実践家の仕事は、ドミナント・ストーリーをクライアントに押し付けるのではなく、「自分の問題」が書き込まれた出来合いのストーリーに絡めとられて抜け出せなくなったクライアントが、自分の経験のストーリーを語り直せるように援助することだとされることにもなった(White and Epston 1990=1992)。ナラティブ・アプローチにおいて、クライアントは、専門家の治療を待つ無力な患者ではなく、どのような環境におかれていても重要な資源を内外にもつ存在であり、よりポジティブな新しい可能性を開く鍵は、まずクライアント自身がそうした資源に気づき、それらについて語りだすことにあるとされる(Parton and O'Byrne 2000)。

ナラティブ・アプローチは、第1にクライアントのナラティブを扱っているが、それだけではない。Hartman (1992a)は、クライアントの意味づけや価値づけの重要性に加えて、専門家もまた自分たちの経験を専門職としてのライフストーリーの一部として輪郭化し、複数の事実につながるナラティブを広げていく必要性を指摘している。ソーシャルワークにおける社会構築主義研究の意義を主張するStanley Witkinが編んだ『社会構築主義とソーシャルワーク実践』(Witkin ed. 2012)では、複数の章で専門家たち自身のナラティブが含まれている。専門家自身が自分のナラティブを語ることは、社会で周辺化されてしまっている人たちの声を聞き届ける感受性を養い、クライアントのストーリーの共同執筆になる力量を向上させるためにも必要だと考えられている。さらに自分たちのリフレキシビティを

高めるために、『構築主義リサーチハンドブック』(Holstein and Gubrium eds. 2008)にも組み込まれている「自己エスノグラフィ」が提唱されている。エスノグラフィ(民族誌)とは、ある対象者について対象者の文化的観点から記述するものだが、それを自分自身に適用するのである。今世紀に入って、こうした観点からの論文が、『Qualitative Social Work』などの有力雑誌にも掲載されはじめている。近年、ソーシャルワーカーのナラティブのみを集めた『自己エスノグラフィを通してソーシャルワークを語る』(Witkin ed. 2014)という書物も出版された。自己エスノグラフィの記述者は、通常、社会的ならびに文化的視点から自分自身の経験やライフイベントに焦点をあて記述し、出来事やそれに関わる感情などを顕わにしていく。たとえば、前掲書に収められた「鏡の中のかわいい娘——ジェンダーの旅人の物語」(Irving 2014)では、男性である著者が淡いピンク色の絹のドレスを着用するという、「クロスドレッシング(異性装)」の経験が焦点化されている。なぜ異性装を始めたのか、それが本格化していった経緯、異性装時の感情の動きなどが、仔細に記述されている。そうした記述のなかには、服とアイデンティティとの関係、ジェンダーの二分法への異議、社会規範を侵犯するときの感情の動きなど、ソーシャルワーカーが理解しなければならない点が含まれているという。

ソーシャルワークは知的には保守であり、とくにアメリカではその傾向が強い。そういうアカデミックな文化にあって、社会構築主義や、自己エスノグラフィを含むナラティブ・アプローチは、自己と他者の理解を深め、新しい認識の可能性を広げる道具になりうる(Witkin 2012b, 2014a)。

次に日本の社会福祉におけるナラティブ・アプローチはどうなっているのだろうか。constructionismは日本の福祉では「構築主義」ではなく「構成主義」と訳され、物語モデルやナラティブ・モデルが扱われている(本稿では両者をナラティブ・アプローチとして括る)。つまり、「日本の福祉研究領域における構築主義」とは、ナラティブ・アプローチと同義なのである(これはつまり、英語圏における多様な構築主義的研究はほとんど無視されているということでもある。この点については第3節で論じる)。そしてそれは、英語圏の動向に即応して紹介されている。

たとえば、英語圏でナラティブ・アプローチ普及の嚆矢となったWhite and Epston (1990=1992)は、原著刊行のわずか2年後に邦訳されている。これはFoucaultの知識と権力の理論などを治療技法に援用したものである。

その後、社会構築主義の治療実践の提唱者たちのアンソロジーであるMcNamee and Gergen eds. (1992=1997)も邦訳され、日本の研究者による書籍の出版も続いている(荒井 2014; 小森ほか編 1999, 2003など)。Anderson and Goolishian (1992=1997)の「クライアントこそが専門家である」や、Hoffman (1992=1997)の「専門性を消し去る」といったことが社会構成主義の福祉領域での紹介者である木原活信らによって解説されてきた(木原 2000, 2002)。

また、日本でもクライアントだけでなく、多分野の実践家自身のナラティブも刊行されている。たとえば、『セラピストの物語/物語のセラピスト』(小森ほか編

2003)は、実践家たちがそれぞれ1冊の本を取り上げて自分に与えた影響を語る小論を集めたアンソロジーである。

このように、英語圏のナラティブ・アプローチの動向は、ほぼリアルタイムで日本の福祉研究領域にも紹介されてきた。その主要な紹介者の1人は、社会学者の野口裕二である。野口は、これまでにみた『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』の翻訳や、『セラピストの物語／物語のセラピスト』の編集に関与しているほか、『物語としてのケア——ナラティブ・アプローチの世界へ』(2002)、『ナラティブ・アプローチ』(野口編 2009)などの著作で、社会学の立場からこのアプローチの意義を早くから発信し続け、福祉領域で受け入れられてきた。

2.2 ソーシャルワークへの外在的批判とそれへの応答

2.2.1 ソーシャルワークの心理療法化

ソーシャルワークの加害性に着目するもう1つの構築主義的研究の流れは、ソーシャルワークそのものへの外在的批判である。ソーシャルワークが専門職として確立する過程で、「援助を必要とするトラブルをもつ個人」がどのように創りあげられてきたかについては、英語圏では批判的な議論の系譜がある。

たとえば、児童福祉政策の研究者のLeroy Pelton (1989)は、近年の福祉政策においてソーシャルワークが心理療法化し、さらにソーシャルワーカーに単に来訪者の相談に応じるのではなく、「援助の必要な人たち」を積極的に調査し発見する機能まで付与されてしまったことを論じる。こうした福祉政策の転換によって、貧困家庭、黒人家庭や彼らのコミュニティは過剰介入を受けて崩壊させられただけでなく、そうした人々に対して、問題を解決できない「トラブルをもつ個人」というイメージが積極的に創りあげられてきた。

この、「ソーシャルワークの心理療法化」は、多くの論者が指摘する点である。その代表的な研究として、Specht and Courtney (1994)とParton (1985)をみてみよう。

前者は、もともとは社会的に周辺化されている貧困層への援助であったソーシャルワークが、近年は「心の悩みの解決」という問題を取り込み、心理分析的な手法を好み、クライアントを「意味ある人生の探求」に導くという「誤った」再構成をしてきたと説く。

後者は、児童虐待問題の台頭を「モラルパニック」概念で分析している。1973年、1人の女兒の死亡事件に端を発して巻き起こった社会的反応のなかで、専門家や政治家が児童虐待問題のイメージの形成や政策立案に関与したことが、「ソーシャルワークの心理療法化」の1つの発端である。その後、児童虐待問題は、個人の病理であると考えられるようになり、対応策が、個人の病理の発見と治療、さらには予防を強調する医学モデルで構築されることになった。その結果、本来は国家が責任をもつべきであるはずの階層格差・不平等・貧困の是正の側面が退いたとする。

なお、Nigel Partonの研究は社会福祉の研究でも頻繁に引用され、社会問題への

構築主義アプローチが社会福祉の研究で利用できることの証左となっている。

2.2.2 リスク言説による「社会問題の個人化」の強化

こうした「ソーシャルワークの心理療法化」は、より広範な「社会問題の個人化」の文脈で理解されている。そして、社会問題の個人化の傾向は、1990年代後半以降、ネオリベラル的な「リスク言説」の台頭によってさらに強化されたと論じる一群の研究がある。

リスク関連の研究を多く取り上げてきた*British Journal of Social Work*が、「リスクとソーシャルワーク——批判的パースペクティブ」という特集を組んだのは2010年である。これに掲載されたShoshana Pollackの「クライアントに〈ハイリスク〉のラベルを貼る——ソーシャルワークとネオリベラル福祉国家」が、リスク言説とソーシャルワークの関係についての典型的な議論なので、概観したい。

Pollackによると、「ネオリベラル福祉国家」では、人口を対象としたリスクの数理統計的な管理手法が政策場面に積極的に採用されており、リスク概念が、刑務所やメンタルヘルス、児童保護など多くの分野において、周辺化された人々を規制するツールとして機能している。そうした国家では、ソーシャルワークもまた、人口を対象とした統治手段として機能するのである。

市場主義と個人主義が至上の価値とされる「ネオリベラル福祉国家」では、規制緩和によるグローバルな経済活動が最重視され、国家の社会保障が民営化により経済活動に転化してきた。そうした流れのなかで、政府は「リスク」概念によって福祉体制を変質させ、援助というより規制の手段としてそれを保持している。つまり、そうした国家は、リスク言説である種の人々を周辺化し、自己規制を奨励し、厳密で懲罰的な規制に身をゆだねさせ、自ら進んで国家権力に服従するように仕向けるのである (Pollack 2010)。

一言でいうと、ネオリベラリズム体制においては、福祉が消滅したのではなく、再定義され、再構築されたのである。このような議論では、リスク概念は、個人の責任の強調と政府の社会保障の歳出縮減、規制緩和と経済市場重視のネオリベラリズムのイデオロギー装置の一環であるとされる (Pollack 2010; Webb 2006)。病氣、失業、年金の運用などにおいて、リスクが知らされているにもかかわらず、それを回避できなかった場合、政策側ではなく、リスクの管理に失敗した人口の側の諸個人に責任が帰属させられる仕組みになっている。

このように述べてくると、介入的ソーシャルワークに対する構築主義的研究は批判一辺倒だと思われるかもしれない。しかし、たとえばHartman (1993)は、クライアントの自己決定を保留でき、ソーシャルワークに付与されてきた権力の正当性を主張できる例外的な事項があるという。「虐待」である。先にみたように、Hartmanは福祉における構築主義の主導者の1人であり、目にみえにくい権力作用に対する鋭い批判を投げかけてきた論者である。そのHartmanでさえ、反社会的と定義されるクライアント行動については、ソーシャルワーカーが予防、介入しななければならないと述べるのである。もちろん、Hartmanはこの「正当な権力」

が乱用されることのないように付記しているが、「リスクがソーシャルワークの分野において中心的な位置を占め」(Warner and Sharland 2010) てきた状況で、それは容易ではない。

2.2.3 リスクアセスメントの主戦場——児童虐待

現実の児童虐待への対応は、リスク概念が鍛えられる主戦場ともいべき状態になっている。従来は、現場での構造化されていない個々の決定、つまりソーシャルワーカーなどによる当該ケースのケースバイケースの判断で対応がなされていたが、近年、標準化されたリスクアセスメントの広範囲の使用へと大きく舵が切られている (Price-Robertson and Bromfield 2011)。

リスクアセスメントは、「ナラティブ・ベース」実践と対比されることの多い「エビデンス・ベース」実践の範例とされている。アセスメントされるリスクの項目としては、家族構成、経済状況、薬物使用、住宅状況、親の態度などが含まれている。児童保護において使用されているリスクアセスメントは、子どもに危害が加えられることを未然に防ぐことが目的であるから、子どもよりも親を注視するからである (Strega 2009)。

リスクにもとづくソーシャルワークは、児童虐待の問題を、危険な親の監視とモニターという枠組みにそってのみ人々に理解させる (Howe 1992)。そこで監視対象とされるハイリスクの親とは、「反社会的」行動をとる人、Hartman が正当な権力行使の対象として想定する人なのかというと、必ずしもそうではない。リスクアセスメントの設計が、アングロサクソン文化のインテンシブなマザーリングを前提とする中流家族モデルとなっているからである。つまり、特定の時代、社会、民族に限定された「理想の親像」から逸脱している親、政府の援助なしで子育てできない親をハイリスクとして扱っている (Roberts [2002]2009; Strega 2009)。

つまり、リスク言説は、科学的という装いのもとに、ある特定の社会の価値観から逸脱する人々を監視する仕組みであり、失業や貧困・保育に欠く状態、安全性を欠く住宅といった社会問題をリスクをマネージできなかった個人に責任転嫁する仕組みなのである (Strega 2009)。ネオリベラル福祉国家では、ソーシャルワークもこうしたリスク管理による統治体制の一端を担うものへと変質している、というのが構築主義的な研究が一致して主張する点である。

現在、ネオリベラリズムの政治体制の影響を受けていない国を探すのは難しいとされる (Ferguson and Lavalette 2006)。現に、ネオリベラリズム (あるいはアドバンスト・リベラリズム) におけるリスクによる福祉の再構成については、イギリス (Parton 1996, 1998, 1999; Webb, 2006)、カナダ (Pollack 2010; Pollack and Rossiter 2010) だけでなく、アオテアロア・ニュージーランド (Hyslop 2016; Keddell 2015)、オーストラリア (Gillingham 2006; Gillingham and Bromfield 2008) など議論がなされている。

2.3 言語的实践は社会を変革できるか

社会構築主義のナラティブへの焦点化は、対面場面の相互作用に傾注しすぎて、ソーシャルワーク自体がおかれている「社会的条件」の研究を後景に追いやることを問題視する指摘がある (Jokinen et al. 1999)。また、ソーシャルワークが本来もつはずの社会の改革ミッションの重要性を指摘することで、「ローカル」や「テキスト」の重視といった口当たりの良いキャッチフレーズで人々を魅了したポストモダンの催眠術からソーシャルワーカーを覚醒させ、批判の照準を国家とグローバルに定めて、不公正と貧困を貫徹させている経済・ジェンダー・植民地主義など構造的な要因を撃つべきだ、といった主張もなされている (Noble 2004)。つまり、ここでの社会構築主義への批判は、「言語的コミュニティ」のみに働きかけているという点である。

個人との対面場面における言語的实践によって、自分たちの仕事自体がはめ込まれた社会をどのように、どこまで変革できるかという点については、構築主義に通じた福祉研究者の間でも議論がある。

たとえば、前節で取り上げた野口は、『ソーシャルワーク研究』において、構成主義の関心は、クライアントの社会的資源の有無ではなく、言語的資源であると言い切っている。「ソーシャルなもの」もすべて、言語的に構築されたものだからである。そのように考えれば、個人の変革か社会の変革かというソーシャルワークが歴史的に担われてきた二者択一は消滅し、個人も社会も言語的に構築されたものとして、共通の基盤で扱えるというのである。たとえば、この文脈で野口が出している例をみてみよう。不登校の子どもがいるとして、それを「子どもの不適応問題」とみるのはドミナント・ストーリーに便乗した物語である。他方、学校の状況を焦点化し、それを子どもにとって耐えがたい環境と物語るなら、子どもの不登校は、そうした環境からの脱出という、他の子どもたちがなしえなかった勇気ある行動として物語るができる。介入の対象は、「言語的コミュニティ」である (野口 1995)。

このように、言語によって展開されるリアリティは、クライアントを助けるだけでなく、人々を結束させるのにも十分である、といった主張がなされている (Pardeck et al. 1994)。ストーリーやナラティブは人々を具体的な文脈や制度につなげるわけだから、ソーシャルワーカーはメディアなどで流れているドミナント・ストーリーに対抗し、希望とサバイバルの対抗ストーリーを普及させ、抑圧された人たちのストーリーを再生させ、制度化していくことが重要である (Saleebey 1994)。

とはいえ、外在的な構築主義の批判研究からすると、ソーシャルワークやクライアントを取り巻く圧倒的な社会的権力作用の大きさを考えるとこのような主張は小さく楽観的かもしれない。

たとえば、「児童虐待ハイリスク」とされた親が、自分の立場を語ってソーシャルワーカーに反論したとすれば、それ自体がより「高次のレベルのリスク」として扱われる体制がすでに構築されているのである (Brown 2006)。ケースファイルで

もまた、リスクアセスメント用紙に書かれていること以外の話はスタッフには聞こえない。「一緒に共同してファイルを作る」という望ましいようにみえる指示に抵抗すれば、これが「高次のレベルのリスク」になる (Polack 2010)。こうしたドキュメンテーションが、クライアントの経験や行動というよりも、クライアントの「自己」についての固定的なナラティブを決定づけるのである (Pollack 2010)。さらに、ナラティブ・アプローチが強調する「エンパワメント」も、リスク管理が導入された現場では、リスク軽減戦略に組み込まれている。たとえば、虐待被害者とされ保護された子どもを養育者の元にもどすために、児童福祉機関は、養育者にリスクの程度を下げるための「エンパワメント」を実施しなければならない。ところが、養育者がなすべき「エンパワメント」とは、既存の価値観に適合した存在になり、有能な母親を演じることである (Brown 2006)。いわば、エンパワメントが、国家権力に服従することを証明するための制度的な筋書きを含んでしまっているのである (Pollack 2010; Reich 2005)。

このような議論からすると、ナラティブ・アプローチは、クライアントとソーシャルワーカーの共同でオルタナティブな言説空間の創造を目指す。クライアントのナラティブは、逸脱を監視し実力行使も辞さないリスク管理体制にあっては、押しつぶされてしまう。専門家自身のナラティブも、である。

3 福祉領域での構築主義的研究の受容形態

——日本ではなぜ「自身の加害性の認識」という観点が弱いのか——

日本におけるナラティブ・アプローチは、英語圏の議論の動向にほぼ即応して、翻訳や紹介がなされてきた。にもかかわらず、日本では、英語圏に比べると、全般的に「自身の加害性の認識」が欠如しており、ソーシャルワーカーとクライアントの権力関係や、クライアントに「病気」のラベルを貼ることの問題などを過度に焦点化しない。『ソーシャルワークのためにフォーコーを読む』(Chambon et al. eds. 1999)にも寄稿していた Arthur Frank (1995=2002)にあるような、クライアントからの「ナラティブの再請求」といった論点は弱く、「クライアントこそが創造的な作家」(木原 2002)といった点が強調される。

ソーシャルワークが歴史的に担わされてきた個人の改革だけでなく、社会改革という使命もまた、オルタナティブなストーリーの発見とストーリーの再構成を通しておこなう立場が主流を占めている。前述したように、野口が「ソーシャルなもの」も言語的に構築されたものと考えて、介入の対象を、「言語的コミュニティ」に限定したことは、そうした立場の1つである。木原も、ハンセン病の対策で声を封じられてきた人たちのストーリーの発見と再構成を社会改革の例として挙げている (木原 2000)。

日本においても、社会学などの立場からのソーシャルワークへの外在的批判はあるが、そのソーシャルワークの領域への影響は極めて限定的である。日本では、い

わば「社会学の人」と「社会福祉の人」の出自が区分されており、筆者自身が、以前、「社会学の人」と「社会福祉の人」との亀裂が日本で最も表面化したのが児童虐待問題の構築主義的研究だとし、社会学の登場人物として言及されたことがある (三島 2007b)。社会学の批判的構築主義研究は、社会福祉の領域ではほとんど参照されない。「社会福祉の人」が最も嫌うことは、「社会学の人」から社会福祉の仕組みを批判的に分析されることである。「社会福祉の人」たちは、ナラティブ・アプローチなどを「社会福祉に役立つ社会学」として受け入れ、「社会福祉を研究対象とする社会学」は拒絶しているようにみえる。

これは、医療社会学と医療の関係と類比的である。「医療社会学」も、「医療のために役に立つ社会学 sociology in medicine」と、「医療を研究対象とする社会学 sociology of medicine」という2つに類型化され、両類型と医療との関係はまったく異なる (Straus 1957)。

とはいえ、英語圏では、「社会福祉を研究対象にする社会学」を、「社会福祉の人」たち自身が研究する伝統がある。それに対して、日本の「社会福祉の人」たち自身がそうした研究を行う伝統は、ほとんどない。「社会福祉の人」が行う構築主義的研究は、ナラティブ・アプローチにほぼ限られている。そこでは、自分たちの援助技法や実践に対してリフレクシヴに問いかけることは必要とされても、クリティカルであることは許容されていない。どうしてだろうか。

ひとつには、「ソーシャルワークとは何か」の議論が1世紀続いている英語圏とは異なり、日本では社会福祉士をはじめとする福祉関係者の専門職の資格制度が整備されたのが遅く (社会福祉士が1987年、精神保健福祉士が1997年)、それに対応した教育の実施に際して、学会が一丸となって専門性の確立のほうが目指されてきた。この福祉の国家資格化により、国家資格の教育カリキュラムは、正しい認知上の立場や知識があることが前提とされた。国家試験問題に出題される現場事例の分析の正解は、「ひとつ」である。英語圏のように、社会福祉の幅広い分野 (社会政策、児童福祉、ソーシャルワーク、精神衛生、地域福祉、調査等)における数々の主張の対立点を浮き上がらせる社会福祉論争 (Controversial Issues) シリーズが編まれ改訂され続けているといった状況ではなかったのである。ソーシャルワークは、心理学や精神医学と比較して、社会政策や制度という「社会的 (ソーシャル)なもの」に、より深く埋め込まれている。もちろん、このことは英語圏の諸国で言及されてきたことであるが、日本では、「ソーシャルなもの」からの一方的な拘束力が、英語圏と比べてもきつようにみえる。

英語圏では、そのことの自覚が一群のソーシャルワーカーを強烈な社会批判と自己批判に向かわせた。しかし、ソーシャルワーカーは、常に実践と関わらなくてはならない。英語圏においても、もともとは社会学の理論である構築主義を、ソーシャルワークに適用することの難しさが指摘されてきた。批判的分析は、実践に対する具体的な処方箋を示すとは限らない (Payne 1999)。Witkin 編の『社会構築主義とソーシャルワーク実践』(2012)も、教員としては学生に強く勧めたいが、「実践

家としてはいまだ説得されない」と評されてしまう (Smeeton 2012)。ソーシャルワーカーは、単に分析するだけでなく、行動に移さなければならないのである (Payne 1999)。

「社会福祉の人」は、「社会学の人」と違って、現状を批判的に分析して、理論の面白さを競うだけではすまない。実践の場面で有効なものが常に探されている。リスクアセスメントがまずは英語圏で、それから日本で急速に普及したのは、その見かけの科学性と、「問題のある人」を効率よく名指し、しかもその危険度を数値で示す性能にあった。

とはいえ、英語圏ではクリティカルな研究も受け入れる言説空間がある。英語圏の社会福祉学で、自己批判を伴う構築主義を受け入れ、それを自ら展開する人たちが一定層存在するのは、ひとつには「福祉の人」自身が、構築主義を実践や教育の現場でどのように活用してきたかを饒舌に語ってきたからであるように思う。

先に紹介した、『社会構築主義とソーシャルワーク実践』(Witkin ed. 2012) は編集方針として、ソーシャルワーカー、家族療法家、福祉政策研究者などからなる12名の執筆者が、どのようにして社会構築主義に通じるようになったのかを書き起こすことから各章がはじまっていた。

たとえば Fiona Gardner (2012) は、オーストラリアの原住民コミュニティを訪れた際、雨のなかの車中で偶然、原住民女性から家族が分断されたストーリーを聞いたことなど、構築主義に通じるようになった契機をいくつか記している。コミュニティワークの専門家として、自分が拘束されている西洋社会の価値体系を崩して新しい見方を広げていかなければならない状況で、クライアントのストーリーを聴くこと、「問題は社会的に構築されている」という社会構築主義がバックボーンになった。Parton (2012) も、1973年の子どもの悲惨な虐待死亡事例と、その後の過熱するメディア報道の渦中にいたとき、学生時代に読んだ『日常世界の社会的構成』を再度手に取り、政策と実践レベルで対抗議論を推し進める新しい視座を探求したことが、その後の「構築主義的ソーシャルワーク」の提唱につながったとする。Christopher Hall (2012) は、現場ではクライアントの自由を抑制する方向の決定がなされなければならない、構築主義に通じた実践を現場で横滑りに適用していくのは簡単ではなかったが、思考態度の形成には使えたという。

これらの個々の研究者のナラティブをもって、Witkin (2012b) は、次のようにいう。支配的なストーリーは、福祉だけでなく、司法、教育、医療などの組織でも使用されていて、それと相反する言説をもってくと批判される。そうした状況のなかにあって、オルタナティブな言説スペースを開拓するのだという意志が、ソーシャルワークがなしうる最大の貢献になる。そしてまさにこの点においてソーシャルワークには構築主義とのペアリングが不可避である、と。

4 おわりに——ソーシャルワーカーの加害者性と被害者性

英語圏での福祉の研究領域における構築主義研究に通底していたのは、自身の加害性の認識、つまり、福祉は民主主義的な資本主義国家の補完装置であり、補完装置で発揮される権力こそ、権力の本質的なもので、自分たちは権力機構の本質的一部分だといったような見方であった (Epstein 1999)。そして特記すべきは、それらの議論に参戦しているほとんどが「社会福祉の人」であり、自分たちの加害性を分析したり、研究に取り込んでいた点である。翻って日本では、構築主義はナラティブ・アプローチとしてのみ受容され、そうした強烈な批判精神は受容されていない。

最後にもうひとつ、英語圏での福祉の領域における構築主義の特徴として、「自身の被害者性の認識」という側面に言及しておきたい。従来、ソーシャルワーカーは、自らの経験や見識をもとにケースバイケースの判断で対応していたが、リスクアセスメントの導入は、そうした個々のワーカーの力量を不要のものにした。ワーカーの仕事はアセスメント項目に従ってチェックすることであり、その後の対応も標準化、マニュアル化されている。そうした状況はつまり、自分たちがこれまで培った援助技法のノウハウや経験が無用なものとされることであり、ソーシャルワーカーの技能レベルは低落した (Ferguson and Lavalette 2006; Webb 2006)。ソーシャルワーカーは、国家権力のトランスレーター (Pollack 2010) として機能することが求められ、単なる官僚的機構のマネージャーとして再構成された (Ferguson and Lavalette 2006; Howe 1992; Parton and O'Byrne 2000; Webb 2006)。ネオリベラル福祉国家による「社会問題の個人化」は、社会問題の責任をクライアントに押し付けるだけでなく、現場の機関、現場で対応にあたるソーシャルワーカーに政府の責任を転嫁させ、ソーシャルワーカーを責任主体としてきた過程でもある (Pollack and Rossiter 2010)。こうした状況分析は「福祉の人」たちに、「自身の被害者性」を強烈に認識させることになる。

ただし、この自身の加害者性と、さらには被害性を明らかにする批判的な研究自体が、ソーシャルワークの歴史に対して徹底的な批判を行ってきた構築主義の立場からすると、問い直しの対象とされなければならないだろう。Leslie Margolin (1997=2003) は、ソーシャルワークは自らの弱点の一部分を積極的に認めることを通して自分たちの活動の耐性を強めるという方法をふんだんに用いてきたことを説いている。このような問題関心を共有する三島亜紀子も、ナラティブ・セラピー、エンパワメントやクライアントのストレングス視点などのリフレクシヴ系は、「本来、おのれに向けられていた批判的言説を内面化することによって正当性を保つ理論」として機能してきたという (三島 2007a)。このような議論からは、ソーシャルワークの被害性言説はソーシャルワークの加害性の免罪符に役立たせるものだとみることができる。

とはいえ、自らの被害性を強く認識させたネオリベラリズム批判は、オーストラリア、アメリカ、イギリス、カナダなどで「抵抗するソーシャルワーカー」の運動と連携している（Ferguson and Lavalette 2006）。リスクの行動をマネージする標準化されたテクノロジー、そしてネオリベラリズムというものへの抵抗を、個々のソーシャルワーカーに呼びかけるのである。その抵抗のさまざまな形態についてはWallace and Pease（2011）に詳しいが、ソーシャルワークの「ソーシャル」の部分は、クライアントにとっての「社会変革」や「社会正義」だけでなく、社会の制度に手足を縛られてきた自分たち自身のための改革だという新しい意味付与がなされている。このことは、ソーシャルワーカーとクライアントという二分法を乗り越える契機にもなる。「社会福祉の危機」において、クライアントとの協働作用が、専門家にとってより切実なものとして立ち上がっているからだ。Malcolm Payne（1999）は、ソーシャルワーカーが社会構築主義に通じることで、クライアントの援助といったことだけでなく、自分がどのようなパートを演じさせられているのかを常に自覚させられ、クライアントと協働した社会的な変革への積極的なかわりを動機づけられる、という。英語圏での福祉の領域における構築主義的研究は、クライアントだけでなくソーシャルワーカーの被害者性を前面に出すことで、議論の刃を自らの実践の手足を縛る社会的な制度により明確に定めてきたといえる。

【文献】

- Anderson, Harlene and Harold Goolishian, 1992. "Client is the Expert." Sheila McNamee and Kenneth J. Gergen eds., *Therapy as Social Construction*. London: Sage Publications, 22-29. (= 1997. 野口裕二・野村直樹訳「クライアントこそ専門家である——セラピーにおける無知のアプローチ」『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版, 59-88.)
- 荒井浩道, 2014. 「ナラティブ・ソーシャルワーク——〈支援〉しない支援」の方法』新泉社.
- Brown, Debra J., 2006. "Working the System: Rethinking the Institutionally Organized Role of Mothers and the Reduction of 'Risk' in Child Protection Work." *Social Problems*, 53 (3): 353-70.
- Chambon, Adrienne S., Allan Irving and Laura Epstein eds., 1999. *Reading Foucault for Social Work*. New York: Columbia University Press.
- Epstein, Laura, 1999. "The Culture of Social Work." Adrienne S. Chambon, Allan Irving, and Laura Epstein eds., *Reading Foucault for Social Work*. New York: Columbia University Press, 3-26.
- Ferguson, Iain and Michael Lavalette, 2006. "Globalization and Global Justice: Towards a Social Work of Resistance." *International Social Work*, 49(3): 309-18.
- Frank, Arthur W., 1995. *Wounded Storyteller: Body, Illness, and Ethics*. Chicago: The University of Chicago. (=2002. 鈴木智之訳『傷ついた物語の語り手——身体・病い・倫理』ゆみる出版.)
- Gardner, Fiona, 2012. "The Car, the Rain, and Meaningful Conversation." Stanley L. Witkin ed., *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*. New York: Columbia University Press, kindle version.
- Gillingham, Philip, 2006. "Risk Assessment in Child Protection: Problem Rather than Solution?." *Australian Social Work*, 59(1): 86-98.
- Gillingham, Philip and Leah Bromfield, 2008. "Child Protection, Risk Assessment and Blame Ideology." *Children Australia*, 33(1): 18-24.
- Hall, Christopher, 2012. "Honoring Client Perspectives Through Collaborative Practice: Shifting from Assessment to Collaborative Exploration." Stanley L. Witkin, ed. *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*. New York: Columbia University Press, kindle version.
- Hartman, Ann, 1990. "Editorial: Many Ways of Knowing." *Social Work*, 35(1): 3-4.
- , 1991. "Editorial: Words Create Worlds." *Social Work*, 36(4): 275-6.
- , 1992a. "Editorial: Enriching Our Profession's Narrative." *Social Work*, 37(2): 99-100.
- , 1992b. "Editorial: In Search of Subjugated Knowledge." *Social Work*, 37(6): 483-4.
- , 1993. "Editorial: The Professional is Political." *Social Work*, 38(4): 365-6.
- Hoffman, Lynn, 1992. "A Reflexive Stance for Family Therapy." Sheila McNamee and Kenneth J. Gergen eds., 1992. *Therapy as Social Construction*. London: Sage Publications, 7-24. (= 1997. 野口裕二・野村直樹訳「家族療法のための再帰的視点」『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版, 23-57.)
- Holstein, James A. and Jaber F. Gubrium eds., 2008. *Handbook of Constructionist Research*. New York: Guilford Press.
- Howe, David, 1992. "Child Abuse and the Bureaucratization of Social Work." *The Sociological Review*, 40(3): 491-508.
- Hyslop, Ian Kelvin, 2016. "Where to Social Work in a Brave New Neoliberal Aotearoa?" *Aotearoa New Zealand Social Work*, 28(1): 5-12.
- Irving, Allan, 2014. "The Pretty Girl in the Mirror: A Gender Transient's Tale." Stanley L. Witkin ed., *Narrating Social Work Through Autoethnography*. New York: Columbia University Press, kindle version.
- Jokinen, Arja, Kirsi Juhila and Tarja Poso, 1999. "Introduction: Constructionist Perspectives on Social Work Practices." Arja Jokinen, Kirsi Juhila and Tarja Pösö eds., *Constructing Social Work Practices*. Aldershot: Ashgate, 3-24.
- Keddell, Emily, 2015. "The Ethics of Predictive Risk Modelling in the Aotearoa / New Zealand Child Welfare Context: Child Abuse Prevention or Neo-Liberal Tool?" *Critical Social Policy*, 35(1): 69-88.
- 木原活信, 2000. 「ナラティブ・モデルとソーシャルワーク」加茂陽編『ソーシャルワーク理論を学ぶ人のために』世界思想社, 53-84.
- , 2002. 「社会構成主義によるソーシャルワークの研究——ナラティブ・モデルによるクライアントの現実の解釈」『ソーシャルワーク研究』27(4): 286-92.
- 小森康永・野口裕二・野村直樹編, 1999. 『ナラティブ・セラピーの世界』日本評論社.
- 小森康永・野口裕二・野村直樹編, 2003. 『セラピストの物語／物語のセラピスト』日本評論社.
- Margolin, Leslie, 1997. *Under the Cover of Kindness: The Invention of Social Work*. Charlottesville and London: University Press of Virginia. (=2003. 中河伸俊・上野加代子・足立佳美訳『ソーシャルワークの社会的構築——優しさの名のもとに』明石書店.)
- McNamee, Sheila and Kenneth J. Gergen eds., 1992. *Therapy as Social Construction*. London: Sage Publications. (= 1997. 野口裕二・野村直樹訳『ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践』金剛出版.)

- 三島亜紀子, 2007a, 『社会福祉学の〈科学〉性——ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房。
- , 2007b, 「日本の児童虐待問題に関する研究の10年——社会福祉学の研究者 v.s.社会学の研究者?」『福祉社会学研究』4: 189-96。
- Noble, Carolyn, 2004, "Postmodern Thinking: Where is it Taking Social Work?," *Journal of Social Work*, 4(3): 289-304.
- 野口裕二, 1995, 「構成主義アプローチ——ポストモダン・ソーシャルワークの可能性」『ソーシャルワーク研究』21(3): 180-6。
- , 2002, 『物語としてのケア——ナラティブ・アプローチの世界へ』医学書院。
- 野口裕二編, 2009, 『ナラティブ・アプローチ』勁草書房。
- Pardeck, John T., John W. Murphy and Jung Min Choi, 1994, "Some Implications of Postmodernism for Social Work Practice," *Social Work*, 39(4): 343-6.
- Parton, Nigel, 1985, *The Politics of Child Abuse*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- , 1996, "Social Theory, Social Change and Social Work: An Introduction," Nigel Parton ed., *Social Theory, Social Change and Social Work*, London: Routledge, 4-18.
- , 1998, "Risk, Advanced Liberalism and Child Welfare: The Need to Rediscover Uncertainty and Ambiguity," *British Journal of Social Work*, 28(1): 5-27.
- , 1999, "Reconfiguring Child Welfare Practices: Risk, Advanced Liberalism, and the Government of Freedom," Adrienne S. Chambon, Allan Irving and Laura Epstein eds., *Reading Foucault for Social Work*, New York: Columbia University Press, 101-30.
- , 2012, "Thinking and Acting Constructively in Child Protection," Stanley L. Witkin ed., *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*, New York: Columbia University Press, kindle version.
- Parton, Nigel and Patrick O'Byrne, 2000, *Constructive Social Work: Towards a New Practice*, Basingstoke: MacMillan.
- Payne, Malcolm, 1999, "Social Construction in Social Work and Social Action," Arja Jokinen, Kirsi Juhila, and Tarja Pöös eds., *Constructing Social Work Practices*, Aldershot: Ashgate, 25-65.
- Pelton, Leroy, 1989, *For Reasons of Poverty: A Critical Analysis of the Public Child Welfare System in the United States*, New York: Praeger.
- Pollack, Shoshana, 2010, "Labelling Clients 'Risky': Social Work and the Neo-Liberal Welfare State," *British Journal of Social Work*, 40(4): 1263-78.
- Pollack, Shoshana and Amy Rossiter, 2010, "Neoliberalism and the Entrepreneurial Subject: Implications for Feminism and Social Work," *Canadian Social Work Review*, 27(2): 155-69.
- Pozatek, Ellie, 1994, "The Problem of Certainty: Clinical Social Work in the Postmodern era," *Social Work*, 39(4): 396-403.
- Price-Robertson, Rhys and Leah Bromfield, 2011, Risk Assessment in Child Protection, NCPC Resource Sheet No. 24, March, (Retrieved May 31, 2006, <https://aifs.gov.au/cfca/sites/default/files/publication-documents/rs24.pdf>).
- Reich, Jennifer, 2005, *Fixing Families: Parents, Power, and the Child Welfare System*, New York: Routledge.
- Roberts, Dorothy, [2002]2009, *Shattered Bonds: The Color Of Child Welfare*, Basic Books, kobo version.
- Saleebey, Dennis, 1994, "Culture, Theory, and Narrative: The Intersection of Meanings in Practice," *Social Work*, 39(4): 351-9.
- Smeeton, Joe, 2012, "Book Reviews: Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations," *British Journal of Social Work*, 42(7): 1427-9.
- Specht, Harry and Mark E. Courtney, 1994, *Unfaithful Angels: How Social Work Has Abandoned its Mission*, New York: Free Press.
- Straus, Robert, 1957, "The Nature and Status of Medical Sociology," *American Sociological Review*, 22(2): 200-4.
- Strega, Susan, 2009, "Anti-oppressive Approaches to Assessment: Risk Assessment and File Recording," Jeannine Carrière and Susan Strega eds., *Walking This Path Together: Anti-Racist and Anti-Oppressive Child Welfare Practice*, Halifax: Fernwood Publishing, 142-57.
- Wallace, John and Bob Pease, 2011, "Neoliberalism and Australian Social Work: Accommodation or Resistance?," *Journal of Social Work*, 11(2): 132-42.
- Warner, Joanne and Elaine Sharland, 2010, "Editorial," *British Journal of Social Work*, 40(4): 1035-45.
- Webb, Stephen, 2006, *Social Work in a Risk Society: Social and Political Perspectives*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, kindle version.
- White, Michael and David Epston, 1990, *Narrative Means to Therapeutic Ends*, New York: WW Norton & Company. (=1992, 小森康永訳『物語としての家族』金剛出版)
- Witkin, Stanley L., 2012a, "Beginning the Journey," Stanley L. Witkin ed., *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*, New York: Columbia University Press, kindle version.
- , 2012b, "An Introduction to Social Constructions," Stanley L. Witkin ed., *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*, New York: Columbia University Press, kindle version.
- , 2014a, "Preface," Stanley L. Witkin ed., *Narrating Social Work Through Autoethnography*, New York: Columbia University Press, kindle version.
- , 2014b, "Autoethnography: Opening Act," Stanley L. Witkin, ed., *Narrating Social Work Through Autoethnography*, New York: Columbia University Press, kindle version.
- Witkin, Stanley L. ed., 2012, *Social Construction and Social Work Practice: Interpretations and Innovations*, Columbia University Press, kindle version.
- Witkin, Stanley L. ed., 2014, *Narrating Social Work Through Autoethnography*, New York: Columbia University Press, kindle version.

UENO, Kayoko

Tokushima University

ueno.kayoko@tokushima-u.ac.jp

Social work may be seen as a major social institution which legitimates the power contained in modern capitalist states. Many social constructionists consider how social workers oppress clients and how practical social work occurs. This paper focuses on two approaches that appear in relevant studies: 1) a narrative approach that urges practitioners to pay attention to the voices and stories of clients who have been oppressed by the dominant stories and urges clients to create alternative narratives, and 2) a critical approach that analyzes the construction and reconstruction of social work. Take the child protection system as an example: while recent developments in social work feature a shift to risk technology, it has been argued that combining social work with risk technology nullifies the narratives of clients and authorship of their own stories. Compared to the relatively well developed social constructionism in social work studies written in English, studies in Japan are largely limited to a narrative approach that encourages social workers to be more reflective than critical. This limitation in practical social work in Japan results from various factors, including the fact that social work requires a national qualification via a professional training curriculum accredited by the Japanese government. This paper highlights recent discussion of how social workers victimize clients and how social workers are themselves victimized by neo-liberal social welfare regimes in which risk is the controlling technology, and social workers become managers and deskilled workers. Attention is drawn to the self-justification of social workers and the fact that emphasizing victims requires social workers to resist risk-driven regimes that constrain both the behavior of clients and social workers.

Key words: social constructionism, social work, narrative

逸脱研究の論点とその探求可能性

——ディスコース分析をめぐって——

佐藤 哲彦*

本論文は逸脱研究における社会構築主義的分析の意義について2つの問いを経由して論じ、とくにディスコース分析を用いることで、逸脱とそれを一部とするより大きな社会過程の記述が可能であるということを示したものである。問いの1つは、逸脱の社会学の退潮という現状から、こんにちどのような形で社会学的な逸脱研究が可能かということである。この点についてはとくに1980年代以降の犯罪コントロールや刑罰と社会との関係の変化を踏まえ、新刑罰学などで中心的に議論されている論点を参考にしつつ、新たな社会状況とそれに巻き込まれる人びとの姿を記述する方法の必要性を論じた。もう1つの問いは、そのための記述方法として社会構築主義的方法がどのような意義をもつかということである。この点について本論文は、〈語られたこと／語られなかったこと〉の分割をどのように処理するかという最近の構築主義批判に応える形で、とくに語りの遂行性に着目した社会構築主義的な分析方法としてのディスコース分析の意義を、覚醒剤使用者の告白を題材に論じた。そしてその告白が覚醒剤をめぐる社会状況と結びつけて理解可能であることを示した。併せてディスコース分析の代表的な技法であるレパトワール分析の意義として、個別性を越えた記述に接続可能であることを論じ、それを具体的に示すために企業逸脱とされる薬害問題を対象にディスコース分析を行うことで、その意義を明らかにした。

キーワード：逸脱の社会学、ディスコース分析、解釈的レパトワール

1 本論文の課題とそれに付随する問題

今日、逸脱を社会構築主義的に論じるとしたら、一体どのように論じることが可能なのか。これが本論文の課題である。それにはまず、なぜ今さら構築主義なのかという問いが喚起されるだろうから、その意義をあらためて検討する必要があるだろう。また同時にこの課題には、逸脱の社会学がいまだ成立しているのかという、領域特有の問いもかかわっている（佐藤 2012）。その多くはすでに犯罪学が担って

* 関西学院大学社会学部教授 akihiko@kwansei.ac.jp